

「校名」の作成方法や選定基準について

【趣 旨】

新設校の校名を決定するにあたっての具体的な作成方法や選定基準等について協議する。

1. 校名について

(1) 「校名」決定までの流れ

教育委員会が「校名案」を決定したうえで、地方自治法第 244 条の 2 に基づき、学校の位置等を定める「鹿児島市立学校条例」の改正（議会議決）により、校名が決定となります。



【地方自治法第 244 条の 2】(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 1 項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) スケジュール

- 新設校の施設整備を行うにあたり、国庫補助を受ける都合上、補助申請を行う前に新設校の設置が条例により決定されている必要があります。
- 国への補助申請は令和6年4月に行う予定のため、令和6年3月議会に条例改正議案を提出する必要があります。

⇒ 遅くとも令和5年8月ごろまでに「校名候補」を選定し、
11月ごろまでに、「校名案」を決定します。

【参考】義務教育学校 名称ルール

「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。
小学校・中学校と同様に、公立学校であれば、設置条例で法律上の正式な名称(義務教育学校)を明らかにした上で学校管理規則等の教育委員会規則により、私立学校であれば寄付行為により、義務教育学校以外の個別の名称を用いることは可能であること。(平成 27 年 7 月 30 日付け文部科学省通知より)

文部科学省の通知では
・条例規則等で定めなければならない
・学校名に「義務教育学校」を入れる必要はない

■本市の校種に係る名称(表記)について

校種に係る名称(表記)について、小学校は「鹿児島市立〇〇小学校」、中学校は「鹿児島市立〇〇中学校」としている。

今回の桜島地域の新設校が、本市において初めての義務教育学校の設置であることから、校種に係る名称(表記)は未定である。

【参考】表記の事例と学校数

表記	事例	校数	地名 + 表記	もとの校名 + 表記
〇〇学園	出水市立鶴荘学園	80 校	25 校	47 校
〇〇義務教育学校	福智町立金田義務教育学校	24 校	8 校	15 校
〇〇学園義務教育学校	つくば市立春日学園義務教育学校	11 校	6 校	7 校
義務教育学校〇〇	松江市立義務教育学校玉湯八束学園	9 校	5 校	8 校
〇〇小中学校	姫路市立白鷺小中学校	35 校	19 校	28 校
〇〇学校	斜里町立知床ウトロ学校	7 校	1 校	2 校
〇〇学舎	南砺市立南砺つばき学舎	2 校	0 校	0 校
その他	大熊町立学び舎ゆめの森 多久市立東原痒舎中央校	9 校	3 校	3 校

※学校数は令和 4 年 6 月調査時点で把握できたもので、国立大附属及び私立を含む。

※地名に由来するものと旧校名に由来するものは、重複して該当するものもあります。

【参考】通称(愛称)

条例上の正式名称とは別に、親しみや分かりやすさを持っていただくために設けるもの。

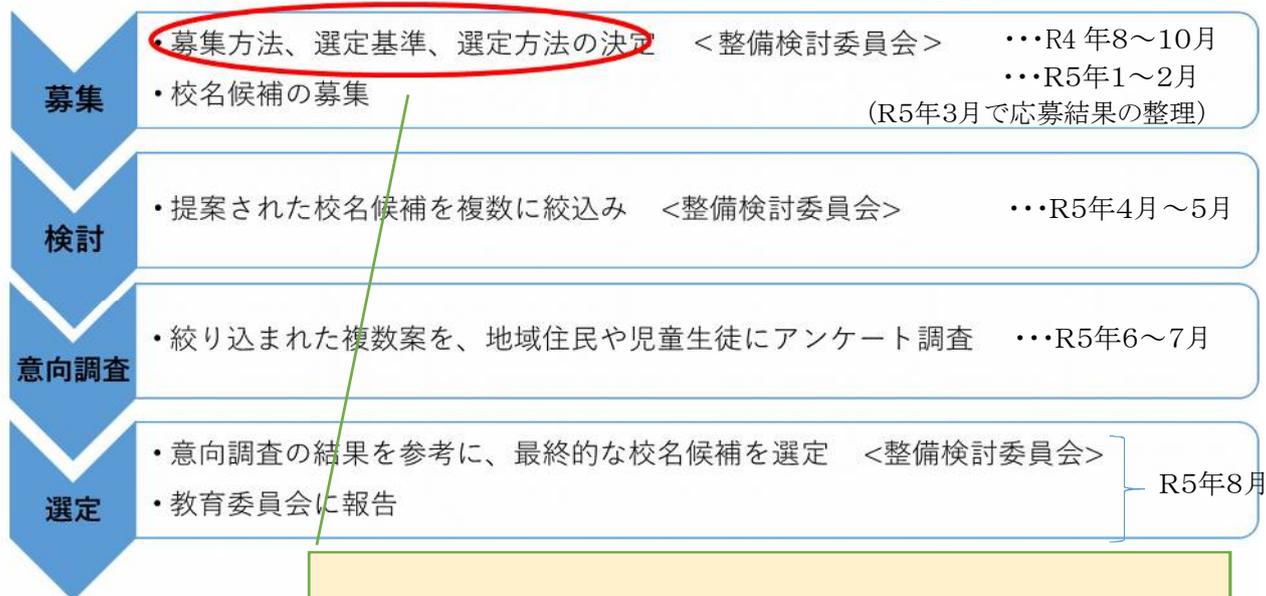
〇〇学園義務教育学校(通称:〇〇) など

参考事例 : 姫路市立豊富小中学校(通称: 蔭山の里学院)

(3) 「校名候補」の選定の流れ

- 校名候補の具体的な募集方法や選定基準、選定方法については、校名に対する地域の想いや考え方を勘案し、整備検討委員会で決定します。
- 提案された校名候補は、整備検討委員会で協議し選定します。
- 校名候補の選定の過程で、アンケート調査などにより、地域の意向を反映する機会を作ります。

実施時期は、全国公募の場合の
想定スケジュール ↓



本日と次回の整備検討委員会では、ここの基本方針を協議します。

※具体的な募集要件、選定方法、選定基準は、9月下旬又は10月上旬の整備検討委員会で決定します。

【意見交換会 開催概要】

日時:8月5日(金) 18:30～19:40

場所:桜島公民館大会議室

参加者:31名(コミュニティ協議会関係者、保護者、学校関係者、地域住民 など)

●主な意見は以下のとおり。

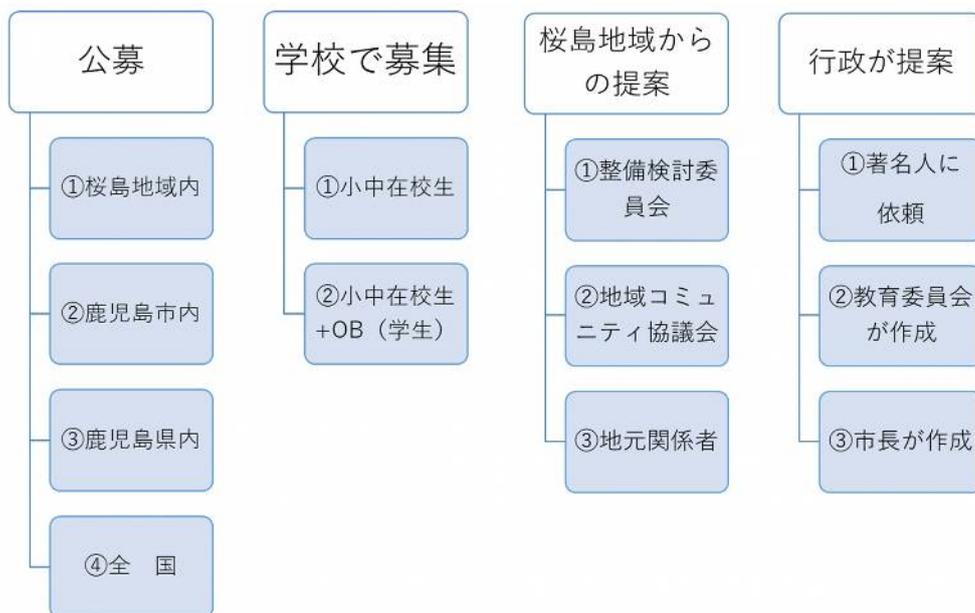
- ・桜島出身者から、自分の出身校がなくなることは寂しいという声がコミュニティ協議会に寄せられたことがある。そういった方のためにも「全国公募」がよいのではないか。桜島のPRにもなる。
- ・奇抜な校名になるのは困るので、「地域内で募集」するのがよいのではないか。
- ・「桜島」というキーワードがないと、どこの学校か分からなくなるのではないか。
- ・東桜島の住民にとっては、「学園」というと「桜島学園」を連想するので、「学園」以外の名称がいい。

※8月5日に開催した意見交換会と、アンケート調査(8/26)の取りまとめ結果は、次回の整備検討委員会で報告します。

(4) 「校名候補」の募集方法と募集の範囲

- 校名候補は、学校に愛着をもってもらうため、様々な手法により児童生徒や保護者、地域の方々に募集に関わっていただきながら選定を進める事例が多い。

< 募集方法と募集の範囲の事例 >



【参考】各募集方法によるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
公募方式	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い意見が得られる ・新設校の周知広報になる 	(応募条件次第で) <ul style="list-style-type: none"> ・地元の意向を反映しないものになる可能性がある ・多数からの絞込みが困難
学校で募集 地元から提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や児童生徒の意向が反映しやすい ・新設校への意識が高まる ・候補が絞込みやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い意見が得られにくい
行政作成	<ul style="list-style-type: none"> ・候補が絞込みやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い意見が得られにくい ・押し付けられた印象が残る

【注意事項】

選考された校名の著作権は、鹿児島市及び鹿児島市教育委員会に帰属するものとします。
 選考された校名に対する褒賞金はありません。

2. 作成方法や選定基準の基本方針について協議

(1) 基本方針

① 基本的な考え方(事務局案)

児童生徒や保護者、地域住民などに親しみやすく、広く受け入れられやすい校名を募集する。

② 募集内容(事務局案)

「校名とよみがな」、「校名の理由(根拠)」を募集する。

校名には、常用漢字、ひらがな、カタカナのみ使用できることとし、その他の文字(アルファベット、記号など)は使用できないこととする。

桜島地域内に「社会福祉法人愛光会 桜島学園」が設置されていることから、「桜島学園」及びこれに酷似するものは校名候補としない。

③ 選定の観点(事務局案)

理由(根拠)が明確な校名候補を選定することとし、選定にあたっては、あらかじめ定めた観点に沿って複数案に絞込んだうえで、協議により最終的に1つを選定する。

選定にあたっては、同一の校名候補に対する応募数の「多い」「少ない」は選定及び決定に影響しないものとする。

【校名候補選定の観点(事例)】

学校周辺の自然環境や地理的なイメージがわかりやすいもの (地理的要素)

地域の歴史や伝統がイメージできるもの (歴史・伝統的要素)

新設校としての趣旨や期待等がイメージできるもの(未来志向的要素)

※選定の観点は、意見交換会で出された意見等を反映し協議することとします。

④ 絞込みの方法(事務局案)

募集した校名候補を絞込む際には、事務局による事前の絞込みは行わず、整備検討委員会で一から絞り込んでいくものとする。

応募数や提案者に係る情報(氏名、住所、所属等)を考慮せず絞込みや選定を行うものとする。

(2) 募集方法と募集の範囲

(3) 表記と通称(愛称)

具体的な募集方法や募集の範囲、表記と通称については、意見交換会で出された意見等を反映し協議することとします。